

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成23年 6月30日	
大分県知事 広瀬 勝貞 殿	
提出者 住所 大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑 9839 番地の3 氏名 (有) ウエストファーム 代表取締役 齋藤 一真 電話番号 0973 - 73 - 8229	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ウエストファーム
事業場の所在地	大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑9839番地の3
計画期間	平成23年4月1日～平成24年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	01 農業
② 事業の規模	肉用牛413頭
③ 従業員数	6人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	家畜ふん尿：処理業者に委託して、堆肥として再資源化 家畜の死体：化製場へ委託処理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 社長 (廃棄物総括担当者) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">             廃棄物処理方針の決定              廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認           </div> 事務員 (廃棄物実務担当者) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">             廃棄物の処理計画の作成              委託契約の締結事務              産業廃棄物の管理票の交付・管理              行政等への各種報告           </div>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (平成22年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	家畜ふん尿	動物の死体
	排 出 量	1, 8 3 7 t	6. 5 t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	家畜ふん尿	動物の死体
	排 出 量	1, 8 3 7 t	6. 5 t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし		
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 堆肥化		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 堆肥化		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	家畜ふん尿	動物の死体
	全処理委託量	1,837 t	6.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	1,837 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ●家畜ふん尿は再生利用業者へ全て処理委託し堆肥化している ●動物の死体は化製場に委託し処理している		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	家畜ふん尿	動物の死体
	全処理委託量	1,837 t	6.5 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	1,837 t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ●処理を委託する場合は今後も再生利用業者へ委託する ●動物の死体は化製場に委託し処理している		
※事務処理欄			